

平成30年度 地域産業活性化支援補助金(随時募集) 公募要領

(公財) くれ産業振興センター

I 事業の目的

市内中小企業等が自ら行う技術の高度化, 新分野への進出及び販路拡大等に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することにより, 地域産業の活性化を促進する事を目的とした事業です。

II 補助事業の内容

1 補助対象者

呉市内に主たる事業所又は支店等を有する中小企業等(次の(1)(2)(3)のいずれかに該当するもの)

(1) 中小企業基本法(昭和38年7月20日法律第154号)第2条第1項に規定するもの

(2) 資本金の額又は出資の総額が10億円以下の(1)に該当しないもの

(3) (1), (2)のものが構成員となっている協同組合又は研究会, グループその他の団体であって, 次に掲げる要件をいずれも満たすもの

ア 規約, 会則, 構成員間の相互協定その他これらに準じるものが定められていること。

イ 名簿などにより構成員が明確とされていること。

ウ 構成員の2分の1以上が大企業又はその役員若しくは従業員でないこと。

2 補助対象事業

新分野の市場を開拓することが期待される新規性, 優秀性, 独創性等に富んだ新技術, 新製品, 新サービス等の研究開発又は販路拡大事業で, 当該年度内に同一の事業について, 国, 県等の補助を受けていないもの。

*販路拡大事業とは…ホームページ改修費用・展示会等出展費用・新製品のカタログ作成費用・デザイン料・マーケティング費用等が該当します。

重点分野支援枠

① 地域資源活用分野

【呉地域の特産品(やすり・砥石・筆・自動車部品・船舶及び船舶用工業製品など), 農水産物及びその加工品など】

② 環境・エネルギー分野

【再生可能エネルギー技術, 省エネ技術, 地球環境保護技術, リサイクル技術など】

③ ロボット技術分野

【作業の自動化技術, 省力化技術, プログラミング技術, 検査技術など】

④ 医療・健康福祉分野

【医療・介護機器の開発・改良, 障害者・高齢者支援機器の開発・改良など】

⑤ 航空機産業分野

【先進加工技術, 超精密計測技術, 軽量化技術, システム・制御技術, 加工・組立技術など】

一般支援枠

【重点分野支援枠に該当しないもの】

3 補助対象経費

- ・使用目的が本補助事業の遂行に必要なものと特定できるもので, 原則, 交付決定後に発注し, 補助対象期間中に支払いが完了するもの。※交付対象経費は別表を参照。
- ・実績報告の際に, 補助対象経費の明細と支払いに関する見積依頼書・見積書・発注書・納品書・請求書・領収書及び支払いの事実を証する金融機関の振入金受取書等の写しの提出があるもの。※提出されない場合は補助対象経費とすることができないことがあります。
- ・原則, 銀行振込によって支払われるもの。
※やむを得ず他の方法で支払いをしなければならない場合は, ご相談ください。

《注意事項》

- ・ 経理は、補助事業単独で管理し、支払いをする際には、補助対象経費以外の経費との同一支払いはしないでください。やむを得ず他の経費と同一で支払いをしなければならない場合は、その明細を明確にする必要があります。
- ・ 補助金の支払いは、精算払いとし、補助事業終了後、実績報告書に基づいて額の確定後に行います。従って、補助金が支払われるまでの資金手当が必要です。
- ・ 消費税、地方消費税、振込手数料等は補助対象となりません。
- ・ 自社又は関連会社から調達等を行う際は、利益を排除した額が補助対象経費となります。
- ・ 物品等の調達について、地域経済活性化を図るため、市内事業者に発注するよう努めてください。

4 補助率・補助額

重点分野支援枠： 補助対象経費の3/4以内・上限300万円以内

一般支援枠： 補助対象経費の2/3以内・上限300万円以内

5 補助事業期間・実績報告

(1) 補助事業期間： 交付決定日 から 平成31年2月28日（木）まで

(2) 実績報告：当該補助事業が完了した時は、実績報告書（事業の決算書を含む）を提出する。

III 採択（補助の決定）の方法

1 補助の決定

財団の定める申請書を提出するとともに、「くれ産業振興センター事業化可能性評価委員会」の審査（※）を経て、補助金の交付決定をします。

※申請内容について、原則10分程度の事業説明「プレゼンテーション」をしていただきます。

2 採択等の通知

評価委員会の開催日程及び採択結果については、別途書面で通知します。採択結果に関する問い合わせには応じられません。

また、採択された場合であっても、補助対象経費の精査等により補助金を減額する場合があります。

なお、採択になった場合は、事業名称（テーマ）、業種、事業者名、所在地、代表者名等を公表することについて申請者の了解を得たものとして取り扱います。

3 採択基準

事業計画書等に基づき、次に掲げる基準を総合的に勘案し、充足性の高いものから予算の範囲内で採択します。

- (1) 新規性・独創性があること
- (2) 事業計画(ビジネスプラン)の妥当性があること
- (3) 実現可能性が高いこと
- (4) 地域産業への波及効果が期待できること

4 補助事業のスケジュール

補助事業年度（平成30年度）		補助事業終了後	
（ご申請案件ごとにご案内します）		2月末日	3月末
交付決定→事業着手→事業の実施状況の確認→事業終了		5年間	
補助金額の確定 補助金支払い		帳簿等の保管 取得財産処分の制限	
【提出書類】	(必要により)		
●交付申請書	(●変更承認申請書)	●実績報告書	●交付請求書
			●財産管理状況報告書

5 交付決定の取り直し

交付決定条件の不履行、報告書等の提出を怠ったり、虚偽の申請等の不正事由や補助金の目的外使用、他の補助制度との併用等が発覚したときは、交付決定を取り消すことがあります。既に補助金の支払いが行われている場合は返還義務が生じます。

IV 補助事業者の義務等

この補助金の交付決定を受けた場合は、次の事項を遵守していただきます。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合は、承認を受けること。
*補助事業計画の変更とは、次に定める場合以外をいいます。
 - ①補助事業に要する経費の配分のうち、各々の経費区分（別表参照）において、当初の事業計画より3割以内の変更をする場合。
 - ②補助の目的及び補助事業の能率に影響を及ぼさない範囲の原材料、副資材等の数量、規格の変更、機械等の仕様の変更、その他補助事業の細部の変更する場合。
- (2) 補助事業を中止又は廃止する場合は、事前に届出を行うこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに報告して指示を受けること。
- (4) 補助事業を完了したときは、その完了した日から40日以内又は平成31年2月28日のいずれか早い日までに実績報告書を提出すること。
- (5) 補助事業完了後5年間は、当該事業に関する帳簿及び書類を備えておくこと。また、必要に応じて行う立ち入り検査に応じること。
- (6) 補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、補助金等の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付又は担保に供してはならない。ただし、その財産が耐用年数を経過し、又は理事長の承認を得た場合はこの限りでない。また、補助事業完了後5年間は当該財産等について管理状況の報告を行うこと。
- (7) 当センターが主催する発表会において補助事業の成果発表を行うことについてご協力を頂くこと。
- (8) 申請内容に変更がある場合は申し出ること。

V 申請の方法

申請書に必要書類を添付して、郵送又は直接持参にて「くれ産業振興センター」までお申込み下さい。
なお、申請に際しては、必ず事前にご相談ください。

1 受付期間

平成30年7月4日（水）から 随時募集

※補助金の予算額に達し次第、受付を終了しますので、計画がある場合はお早めにご相談ください。
募集状況についてはホームページをご確認ください。

（直接持参は土・日・祝日を除く8：30から17：15まで受付。）

2 提出書類

補助金交付申請書（様式は、「くれ産業振興センター」のホームページからダウンロードが出来ます。）

3 添付書類

(1) 法人の場合

- ① 地域産業活性化支援事業計画書 ② 誓約書（申請者が暴力団等でない旨の誓約書）
- ③ 定款等の写し ④ 法人の登記事項証明書
- ⑤ 貸借対照表、損益計算書及び製造原価報告書（直近2期分） ⑥ 市税の滞納のない証明書

(2) 個人の場合

- ① 地域産業活性化支援事業計画書 ② 誓約書（申請者が暴力団等でない旨の誓約書）
- ③ 事業活動の略歴を記載した書類 ④ 住民記載事項証明書
- ⑤ 呉市内に主たる事業所又は支店等を有することを証する書類
- ⑥ 個人の事業に関する資産、負債等及び収益、費用等を示す書類（直近2期分）
- ⑦ 個人について市税の滞納のない証明書

(3) 団体等の場合

- ① 地域産業活性化支援事業計画書 ② 規約、会則等の写し ③ 構成員名簿
- ④ 構成員の2分の1以上が呉市内に主たる事業所又は支店等を有する者であることを証する書類
- ⑤ 団体の事業に関する資産、負債等及び収益、費用等を示す書類（直近2期分）
- ⑥ 団体について市税の滞納がない証明書（非課税の場合は課税されていない旨を申し出る書面）
- ⑦ 団体の構成員のうち単独で補助対象事業者に該当する中小企業等に関する（1）又は（2）に掲げる書類

4 申込・問い合わせ先 *ご相談・お問い合わせについては、担当までご連絡下さい。

公益財団法人くれ産業振興センター（担当：上本・田頭）

〒737-0004 呉市阿賀南2丁目10番1号（西部工業技術センター内1階）

TEL：76-3766 FAX：72-0333 E-mail：kuresc@kure-city.jp URL：http://kuresc.or.jp/

別表（補助金の交付対象経費）

区分	内 容
謝金	外部専門家及び消費者モニター等へ支払う謝金
旅費	事業実施のために必要な旅費の実費，外部専門家等へ支払う旅費 （グリーン車等の特別に付加される料金は対象外）
会場借料	研究会等の開催に必要な会場費及び見本市等の小間使用料 （商品の販売を主な目的とする見本市等は対象外）
会場整備費	見本市等の小間装飾工事等の経費 （商品の販売を主な目的とする見本市等は対象外）
印刷製本費	会議の資料，報告書等の印刷経費
消耗品費	事業実施のために必要な消耗品費
資料購入費	参考文献等を購入するための経費
通信運搬費	事業実施のために必要な郵便代，運送料等
広告宣伝費	新商品等の販売促進に必要な広告宣伝費用
通訳料・翻訳料	新商品等の販売促進に必要な通訳料，翻訳料
借損料	事業実施のために必要な機器のリース料等
特許権等産業財産権 取得費	特許権等の取得に要する弁理士費用 （出願手数料，審査請求手数料，登録料等特許庁に支払う経費は対象外）
コンサルタント料	事業の診断，従業員の教育訓練等の費用
機械装置又は工具・器 具・備品購入費	試作品等の製造（改造を含む）に必要な機械装置等の購入費用及びリース料（ただし，補助対象経費の5割以内まで）
原材料費	試作品等の原材料費（販売目的以外）
委託費	設計（デザイン料を含む）・試作・研究開発等の委託に要する経費（ただし，補助対象経費の5割以内まで）
分析試験費	製品の成分等を公設試験研究機関等で分析・証明する経費
その他	上記項目以外で，事業実施に際し理事長が特に必要と認める費用